

## 青陵ウインドオーケストラ団員規約

(名称および所在地)

第1条 本団は「青陵ウインドオーケストラ」と称す。事務局は相模原市内の団員宅に置くものとする。

(目的)

第2条 本団は音楽を通じて団員相互の親睦を深めるとともに、音楽に関する自己研鑽を積み地域文化の発展、向上に寄与する。

(活動)

第3条 本団は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 演奏会などの演奏活動
- (2) 演奏技術向上のための練習活動

(構成)

第4条 本団は高校生以上の団員をもって構成する。

(団員)

第5条 団員は第2条の目的に賛同する者で本団が認めた者とする。団員に関する細則は別に定める。

(代表)

第6条 本団には次の代表を置き、任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 団長1名
- (2) 副団長若干名
- (3) 運営係若干名

(代表の選出及び解任)

第7条 代表の選出および解任に関しては以下の通りとする。手順に関する細則は別に定める。

1. 代表は団員の中から総会において選出する。
2. 団長は本団を代表し本団の会議(総会・代表会・運営会議・定例会等)を開催する。
3. 副団長は団長が指名し補佐するものとし、団長に有事の際はこれを代行する。
4. 団長・副団長が選出されない場合は、運営係がその責務を任されるものとし、本規上の団長・副団長の責務に関しては、“運営係”と読み替えることができるものとする。
5. 代表として信義を損なう行為のあった場合、団員は総会を待たずに団長、副団長および運営係を解任することができる。尚、解任後も後任が決定するまでは前代表が引き続き団の運営にあたることとする。代表解任に関する細則は別に定める。

(指揮者)

第8条 指揮者は常任指揮者1名とし、総会の承認をもって団長が委嘱する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(トレーナー)

第9条 トレーナーは若干名とし、総会の承認をもって団長が委嘱する。

(係構成)

第10条 団の運営にあたっては以下の係を置く。係に関する細則は別に定める。

・総務・渉外広報・トラック・会計・譜面・AV・会計監査・楽器管理・演奏会実行委員会

(係長)

第11条 各係には係長を置く。

1. 係長は各係で選出し、総会の承認をもって団長が委嘱する。
2. 任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 係長は係の取りまとめを行う。

(コンサートマスター又はコンサートミストレス)

第12条 必要に応じてコンサートマスター又はコンサートミストレスは総会の承認をもって団長が委嘱する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(セクションリーダー)

第13条 必要に応じて木管及び金管の各セクションリーダーを置く。

1. セクションリーダーは総会の承認をもって団長が委嘱する。
2. 任期は1年とし、再任を妨げない。
3. セクションリーダーはコンサートマスター又はコンサートミストレス不在時にこれを代行する。

(音楽チーム)

第14条 本団には音楽チームを置く。

1. 音楽チームはコンサートマスター又はコンサートミストレスの推薦をもって団長が委嘱する
2. コンサートマスター又はコンサートミストレスが不在の場合には、団長がその任を引き継ぎ、チームメンバーに委嘱できるものとする。
3. チームメンバーは数名とする。
4. 任期は1年とし、再任を妨げない。
5. 音楽チームは音楽面に関わる全ての事項を行う。

(パートリーダー及びサブリーダー)

- 第15条 各パートにはパートリーダー及び必要に応じてサブリーダーを置く。
- 1.パートリーダー及びサブリーダーは各パートで選出し、団長が委嘱する。
  - 2.任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 3.パートリーダーはパート全体の取りまとめを行う。サブリーダーはそれを補佐する。

(総会)

- 第16条 総会は団員により構成し団長が招集する。
- 1.総会は団員の過半数の出席をもって成立する。議長は団員より選出し、議事は出席者過半数をもって決し可否同数の場合は議長の決するところによる。
  - 2.総会は年間計画、予算案、団長・副団長・運営係の選出、指揮者等の承認、その他団の重要事項について審議決定する。

(代表会)

- 第17条 代表会は原則として代表により構成し、必要に応じて団長が招集する。代表会は活動および予算について審議、立案する。

(運営会議)

- 第18条 運営会議は代表の他、音楽チーム、会計係、渉外広報係、総務係、演奏会実行委員、譜面係、楽器管理係の係長を原則参加とし、月1回を定例とし、必要に応じて団長が招集する。
- 1.代表の他、音楽チーム、会計係、渉外広報係、総務係、演奏会実行委員、譜面係、楽器管理係の係長を原則参加とする。
  - 2.運営会議は運営上の必要事項について審議し決定する。
  - 3.運営会議は必要に応じて、指揮者、団員の出席を求めることが出来る。
  - 4.運営会議は全団員が参加出来る。

(定例会)

- 第19条 定例会は団員により構成し、団長が招集する。定例会は運営会議での決定事項の報告および検討事項について審議する。

(経費)

- 第20条 本団の経費は団費・助成金・寄付金等をもって充てる。
- 1.団費は一般団員及びサポート団員を月3,500円、学生団員月2,000円とする。
  - 2.休団費は一律月1000円とする。
  - 3.その他必要に応じて徴収する場合がある。(演奏会費等)

(会計年度)

- 第21条 本団の会計年度は原則として前年12月1日に始まり、11月30日に終わる。

(改正)

- 第22条 本規約は第16条に定める総会で年1回見直し、必要に応じて改正する。本規約の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(別紙)

- 第23条 団の運営上必要な事項を別紙として定める。
- 1.別紙の内容は運営会議での審議決定をもって改正出来る。
  - 2.別紙は次の通りとする。  
(別紙1)休退団の流れ  
(別紙2)出欠予定の確認方法  
(別紙3)楽器及び楽譜の借用又は貸出手順  
(別紙4)賛助の依頼方法

(付則)

- 第24条 本規約は平成4年4月5日より施行する。
- 2.本規約は以下の日付に改正を行った。  
平成8年4月21日改正、平成13年1月1日改正、平成17年1月1日改正、平成18年1月8日改正、平成19年1月1日改正、平成20年1月1日改正、平成21年1月1日改正、平成22年1月1日改正、平成23年1月1日改正、平成24年1月1日より改正、平成25年1月1日改正、平成28年1月10日改正、平成31年1月1日改正。
  - 3.本規約は2023年1月8日より改正、施行。

## 団員に関する規定(本規第5条の細則)

### 1 資格

- (1) 本団の活動趣旨に賛同するもの。
- (2) 高校生以上とし、高校生については保護者の承認を必要とする。

### 2 名称

- (1) 楽器演奏を行う団員を「一般団員」もしくは「学生団員」と呼ぶ。
- (2) 楽器を演奏せず団の活動支援をする団員を「サポート団員」と呼ぶ。

### 2 遵守義務

- (1) 本団の活動への参加
- (2) 団費の納入
- (3) 規約の遵守

### 3 団費

- (1) 団費は原則月払いとする。
- (2) 団費は会計発行の団費袋を使用し、その月の初回練習時に会計へ納める。
- (3) 既納の団費は理由の如何を問わずこれを返還しない。
- (4) 休団中の団員が休団終了予定日より早期に復団した場合、既納の休団費は休団終了月以降の団費として充当する。

### 4 入団

入団を希望するものは入団届と入団月の団費を合わせて提出し、本団の承認を受けなければならない。

### 5 出欠席等の届け出

団員はやむを得ない理由で練習に欠席、遅刻、または早退する場合は練習日当日までにパートナーリーダーを通じて、団長に届け出なければならない。サポート団員の出席は任意とし、出席状況は代表の掌握管轄とする。

### 6 懲戒

団長は団員が次のいずれかに該当する場合に、これに対して懲戒処分をして戒告、練習参加の停止、または除名をすることが出来る。

- (1) 練習への出席不良または無届の欠席、遅刻、早退の多い場合。
- (2) 団費を3ヶ月以上滞納した場合。

- (3) 団員としての信義を損なう行為のあった場合。

### 7 休団および退団

- (1) 団員は病気やその他のやむを得ない理由により一時的に活動を継続していくことが困難となった場合、休団届及び休団費を提出し、団長の承認を得て休団することが出来る。
- (2) 休団期間は1年以内とし、期間が1年を超える場合には、本人が団長と協議の上取り扱いを決める。
- (3) 休団期間中の団員は、再度休団届及び休団費を提出し、連続した休団期間が1年を超えない範囲で期間の延長ができる。ただし、前号に該当する場合にはこの限りでない。
- (4) 休団期間中の団員は団より庶務連絡を受ける権利を有する。ただし連絡事項のみで不明な点は各自で問い合わせを行うものとする。
- (5) 団員は病気やその他のやむを得ない理由により活動を継続していくことが困難となった場合、退団届を提出し、団長の承認を得て退団することが出来る。

## 団長選挙に関する規定(本規第7条の細則)

### 1 団長の選出

団長の選出は、団員による選挙によるものとし、選挙管理委員会を設置して行う。

## 2 選挙管理委員会の選出

選挙管理委員会は、団長が期日を指定し、団員からの立候補により設置する。立候補者がいない場合は、運営会議の承認を経て団長が指名する。なお、団員は、団長の指名から一週間以内に異議を唱えることができる。団長は、団員の過半数から異議のあった場合には、前項の方法により選挙管理委員会を改めて指名するものとする。

## 3 選挙管理委員会の職務

選挙管理委員会は、選挙の実施を団員に周知し、候補者の選出から団長選出までを運営・管理するものとし、団長の選出をもって解散する。

## 4 選挙の成立

選挙は、選挙日の前日時点での在籍団員の過半数の出席をもって成立し、団員の過半数の信任を得た者を団長とする。

## 5 選挙前投票

選挙を欠席する団員は、選挙管理委員会に対して選挙前に投票をすることができる。欠席団員より出された票は、選挙当日の出席者数及び候補者の獲得票に合算する。

## 6 副団長及び運営系の指名

選挙により団長に選出された者は、総会までに副団長を指名する。また、団長は、必要に応じて運営係を指名することができる。

## 代表解任に関する規定(本規第7条5の細則)

### 1 解任の請求

団員は全団員の2割以上の賛同をもって、運営会議に対し代表の解任を請求することができる。解任するか否かは信任投票により決定する。

### 2 信任投票

- (1) 信任投票は解任要求後1ヶ月以内に実施しなければならない。
- (2) 信任投票の取り仕切りは運営会議が行うこととする。
- (3) 全団員の過半数の信任が得られた場合、解任請求は棄却される。

## 係に関する規定(本規第10条の細則)

各係の活動内容は以下に定めるものを原則とする。ただし団の活動に必要とされた場合は臨時に係を置くことがある。名称、業務に関しては運営会議で決定する。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1)総務              | (6)楽器管理           |
| ・会議・総会の書記・議事録の作成   | ・団所有の楽器の管理(貸出を含む) |
| ・演奏会の受付、看板、手伝い人の依頼 | ・楽器借用の手配及び管理      |
| ・弁当手配等             |                   |
| ・名簿管理・入退団の管理       | (7)トラック           |
| ・各種書類の発行           | ・楽器運搬用トラックの運転     |
| ・休団者への運営会議便り等の送付   | ・器積込・積み降ろしの指示出し   |
| (2)会計              | (8)AV             |
| ・団の金銭面の管理          | ・練習、本番時の録音・録画     |
| (団費管理・各イベント費用)     | ・演奏CD及びDVDの作成     |
| ・予算・決算の業務          |                   |
| (3)会計監査            | (9)演奏会実行委員        |
| ・会計の監査業務           | ・演奏会全般に関して        |
| (4)渉外広報            |                   |
| ・活動場所の確保           |                   |
| ・演奏会に関わる渉外全般       |                   |
| (広報活動・プログラム作成等)業務  |                   |
| ・合宿に関わる渉外全般業務      |                   |
| ・他団体演奏会への祝電・花束調達業務 |                   |
| ・ホームページ管理・運営       |                   |

(5) 譜面

- ・ 団所有の楽譜の管理
- ・ 楽譜購入の手配と手続き